

## 緊急事態宣言の発出に伴う不要不急の外出自粛の周知について

令和3年8月2日  
飯 能 市

市民への緊急事態宣言の発出に伴う不要不急の外出自粛の周知については、次のとおり実施します。

### 1 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実 施 期 間〕 令和3年8月2日（月）～8月31日（火）

〔放送日及び回数〕 原則として、1日2回

〔放 送 時 間〕 午前又は午後、夕方

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高ケーブルテレビによる周知（災害時緊急放送の協力に関する協定を活用）

(4) 公共施設へのポスター掲示等による周知

(5) 埼玉県との連携による街頭キャンペーンによる周知

### 2 周知内容

(1) 防災無線放送等による周知内容

緊急事態宣言が発令されています。

市民の皆様には、引き続き感染予防を徹底していただくとともに、不要不急の外出、特に午後8時以降の外出は控えてください。

一人ひとりが感染しない、させない行動に努めていただきますようお願いいたします。

(2) ポスター掲示